

令和4年5月27日
危機管理部

令和4年度風水害対策の強化について

1 主旨

区は、令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）を教訓とした風水害対策総点検を踏まえた取組みを進め、風水害対策の強化を図ってきた。今般、風水害時における更なる情報発信の強化など、令和4年度の風水害対策強化の取組みをまとめたので報告する。

2 区民の生命と安全を確実に守るための適切な避難情報の周知と避難支援

(1) 電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービスの拡充

①目的

多摩川洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に居住する自ら情報収集が困難な方に対して、避難情報等を電話とFAXにより伝達することで、情報格差を解消し、区民が適時適切に、各自にあった避難行動をとり、自らの命を守る行動へとつなげる。

②拡充内容

以下のとおり対象者の拡充を行う。

令和3年度	令和4年度
多摩川洪水浸水想定区域にお住まいの 避難行動要支援者 のうち、スマートフォン等を未所有の方	多摩川洪水浸水想定区域の 居住者 のうち、スマートフォン等を未所有の方
土砂災害警戒区域にお住まいの 避難行動要支援者 のうち、スマートフォン等を未所有の方	土砂災害警戒区域の 居住者 のうち、スマートフォン等を未所有の方

③周知方法

区のおしらせ「せたがや」6/1号、区のホームページ、災害・防犯情報メール、ツイッターで周知を行う。また、本サービスのチラシを作成し、災害対策課、各総合支所の地域振興課及びまちづくりセンターにて配布する。

(2) 避難所混雑確認システムへ土砂災害時の避難所の追加

①目的

世田谷区内で、多摩川の洪水や土砂災害のおそれがある場合に、区民に対して避難所の開設・混雑状況を情報提供することで、区民の適時適切な避難行動へとつなげる。

②追加内容

現時点において避難所混雑確認システムで確認できる水害時避難所に加え、令和4年6月より土砂災害時の避難所の開設・混雑状況が確認できるよう追加する。

<追加する土砂災害時の避難所>

施設名	住所
桜木中学校	世田谷区桜1-48-15
池之上青少年交流センター	世田谷区代沢2-37-18
尾山台地区会館	世田谷区等々力2-17-14
上野毛地区会館	世田谷区中町2-33-11
瀬田地区会館	世田谷区瀬田4-18-11
成城さくら児童館	世田谷区成城3-18-23
喜多見地区会館（予備）	世田谷区喜多見8-23-23
岡本地区会館	世田谷区岡本1-25-4
大蔵地区会館	世田谷区砧3-5-6

※ 池尻区民集会所、尾山台小学校（予備）、玉川小学校（予備）、瀬田中学校（予備）、砧総合支所は水害時避難所にもなっているため、すでに確認可能

（3）風水害に関する動画の配信

①目的

区民が気象状況や気象情報、避難情報を正しく理解するとともに、自身の風水害リスクを把握して適切な避難行動が取れるよう、風水害対策への意識向上を図る。

②配信内容

風水害へ備えるための動画を作成し、令和4年6月より順次配信する。

ア 近年の気象状況に関する解説

- ・風水害に関連する気象現象
- ・近年の気象状況
- ・気象情報の概要

イ 水害時の避難や情報収集方法などの解説

- ・ハザードマップの確認方法
- ・水害時の避難方法
- ・気象情報等の確認方法

3 水害時の安全な避難場所の確保等

(1) 水害時避難所の拡充

①目的

水害時避難所を確保することで避難先の選択肢を広げ、適切な避難行動へつなげる。

②確保方法

都立施設と協定を結び、水害時避難所として利用する。

③協定締結先及び利用施設

水害時避難所名	住所	利用施設
都立総合工科高校（予備）	成城9-25-1	格技棟
都立深沢高校（第1次）	深沢7-3-14	体育館、武道場、 C棟会議室、C棟生徒相談室

④指定日（災害対策基本法第49条の4第1項の規定による指定緊急避難場所としての指定）

都立総合工科高校 令和3年10月1日

都立深沢高校 令和3年12月1日

⑤協定内容

洪水及び内水氾濫による災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。）において、区が水害時避難所として利用する必要がある場合、協定先へ開設を通知のうえ、水害時避難所として利用する。

開設期間：災害発生の日から3日以内

※ただし、災害状況により開設期間を延長する場合がある。

その他：開設した場合の管理運営は、区の責任において行う。

(2) 一時避難施設（民間駐車場）の確保

①目的

自家用車車中での一時避難先を確保することにより、自主避難先の選択肢を広げる。

②確保方法

民間事業者と協定を結び、民間事業者が所管する駐車場を自家用車の車中における一時避難施設として利用する。

③協定締結先及び利用施設

ア 相手方

東神開発株式会社

イ 利用施設

玉川高島屋S・C ガーデンアイランド駐車場（228台収容）

世田谷区瀬田2-32-14

④協定締結日

令和4年3月10日

⑤協定内容

洪水及び内水氾濫による災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。）において、区が自家用車車中における一時避難施設として駐車場を利用する必要がある場合、区はあらかじめ定めた協定先連絡責任者へ連絡し、協定相手方の承諾をもって自家用車車中における一時避難施設として利用する。

開設期間：利用施設の休業期間中とし、おおむね2日以内

その他：開設した場合の管理運営は、区の責任において行う。

(3) 水害時避難所への移動手手段の確保

①目的

多摩川洪水浸水想定区域から水害時避難所への移動手手段を確保し、迅速な避難行動へとつなげる。

②確保方法

民間事業者と協定を結び、民間事業者が所有するシャトルバスを利用して避難者を水害時避難所へ移送する。

③協定締結先及び利用施設

ア 相手方

東神開発株式会社

イ 利用施設

玉川高島屋S・C 本館1階シャトルバス乗り場

世田谷区玉川3-17-1

④協定締結日

令和4年3月10日

⑤協定内容

洪水及び内水氾濫による災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。）において、区がシャトルバスによる移送を要請した場合、シャトルバスの安全運行に支障をきたさない範囲で避難者の移送を実施する。

対象者：避難情報が発令された地区の居住者、滞在者等のうち、自力で水害時避難所に移動することが困難な者、その方に付き添う者、その他区が必要と認めた者

移送区間：乗車場所 玉川高島屋S・C 本館1階シャトルバス乗り場

下車場所 瀬田小学校及び瀬田中学校

移送の時間帯：利用施設の休業期間中とし、午前10時から午後8時

その他：シャトルバスの移送は協定相手方の責任において行う。

一時避難施設（民間駐車場）の拡充と合わせて1つの協定である。

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年6月1日 各事業について区民周知

（区のおしらせ6月1日号、区ホームページ、災害・防犯
情報メール、ツイッター等）

7月 洪水・内水氾濫ハザードマップ更新

福祉保健常任委員会報告（避難行動要支援者対策の進捗について）